

フードバンク事業のご案内

～ フードバンクとは ～

安全に食べられるのに包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で、流通に出すことができない食品を企業などから寄贈していただき、必要としている施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動です。（一般社団法人全国フードバンク推進協議会HPより引用）

世田谷区社会福祉協議会は、この活動への取り組みを通じて、「食品ロス問題」と「貧困問題」への対応を目指しています。

～ 利用される方 ～

1 世田谷区生活困窮者自立相談支援センター

食品を取り扱う企業から、製造・流通過程などで出る余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の商品など、安全上は問題がなくても廃棄される食品の寄付を受け、無償で必要な人や団体に提供するボランティア活動を言います。

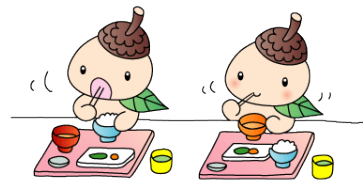
世田谷区社会福祉協議会では、これらの取り組みを行っているNPO法人セカンドハーベストジャパン等と協定を結んでいます。また、特に緊急を要する場合に利用できるよう、ぶらっとホーム世田谷でも、歳末たすけあい・地域支えあい募金を財源としたフードバンクを実施しています。

～利用について～

- ・ぶらっとホーム世田谷の自立相談で、支援プランを作成して支援を受ける方や生活が困窮されている方が対象です。
- ・フードバンク利用希望書に記入していただきます。
- ・制度の趣旨を理解し、自己責任に基づき、食品を受けていただきます。

～食品について守っていただくこと～

- ・アレルギーや宗教上の理由で食べられないものは、受取時にお申し出下さい。
- ・賞味期限を守って下さい。
- ・転売は行わないで下さい。
- ・食品を食べたことで不具合が発生した場合でも、損害賠償等の責任を求めることは出来ません。



世田谷区社協キャラクター
ココロ

【問合せ先】

ぷらっとホーム世田谷

フードバンク担当 電話 5 4 3 1 - 5 3 5 5